

労働契約内容による年間収入の判定について

従来どおりの
取扱い

給与明細書等により時間外労働等の見込みを含めた
今後1年間の収入見込みにより年間収入を判定

(※) 給与収入以外の収入がある場合や、労働契約の内容が分かる書類がない場合は、
従来どおりの取扱いにより年間収入を判定。



今回新たに導入

労働契約内容
による年間収入
の判定

就業調整対策の観点から、
労働契約で定められた賃金 (※)
から今後1年間の収入見込みにより年間収入を判定

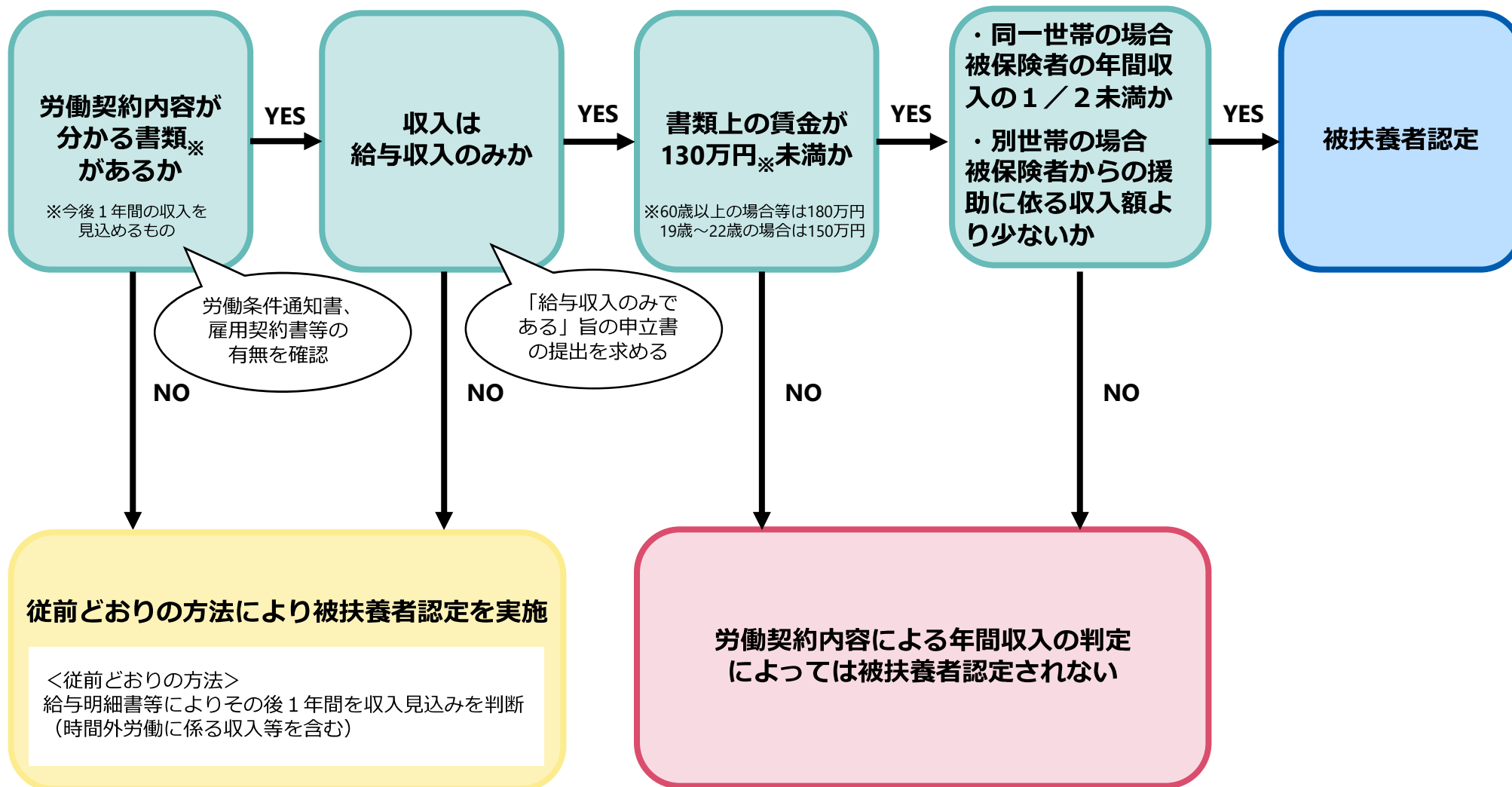
(※) 労働契約に明確な規定がなく労働契約段階では見込み難い時間外労働に対する賃金等（臨時収入）は年間収入に含まない。

労働契約内容による年間収入の判定について【3つのポイント】

<労働契約内容による年間収入の判定の大前提・3つのポイント>

- 【ポイント1】 認定対象者全員から、労働契約内容が確認できる書類（「通知書等」）を求めなければならないわけではない。
 - 【ポイント2】 あくまで、認定対象者から通知書等が提出された場合に、労働契約内容により年間収入を判定する
 - 【ポイント3】 通知書等の提出がない場合は、従来どおりの取扱い（※）になる
- （※） 給与明細書、課税（非課税）証明書等により年間収入を判定

労働契約内容による年間収入の判定フロー



※被保険者との身分関係、国内居住の要件は満たしていることを前提としている。